

取組項目 iii	○	3	ひとり親家庭等自立支援事業	48,215	12,998	5,357	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容 ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、相談員による就業相談等を行う。また母子・父子自立支援員により個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定、その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費支給、入学準備金等の貸付等を実施。 ●実施状況 ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、10,077件の就労や生活面に関する相談助言等を行った。また、母子・父子自立支援員により26件の自立支援プログラム策定を行った。その他、資格取得のために養成機関で受講する場合の生活費を15名に支給し、入学準備金等の貸付等を124名に対して行った。 	【活動指標】 相談件数(件)	数値目標なし	10,672	—	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・ひとり親家庭等自立促進センターにおいて、10,077件の就労や生活面に関する相談助言等を行い、ひとり親に対する就労支援を行い、ひとり親家庭の自立生活に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・事業実施に伴い、ひとり親が就労につながることで、目標である、ひとり親家庭の経済的自立に一定寄与できている。 	
				75,025	26,127	5,361			数値目標なし	10,077	—		
				94,828	17,804	5,446			数値目標なし				
				母子及び父子並びに寡婦福祉法第30条、第31条、第31条の10、第35条				【成果指標】	75	40	53%		
	H15-			75	43	57%							
	こども家庭課			○	—	—	ひとり親家庭等	【活動指標】	数値目標なし	1,101	—		
	こども家庭課			○	—	—	ひとり親家庭等		数値目標なし	1,065	—		
	こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等	【成果指標】	—	—	—		
	こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等		—	—	—		
	こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等		—	—	—		
	○	4	児童扶養手当等給付費	565,823	377,855	7,653	<ul style="list-style-type: none"> ●事業内容 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当支給を実施。 ●実施状況 ひとり親家庭等の要件に該当する者へ児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図った。 	【活動指標】 児童扶養手当支給件数(件)	数値目標なし	1,101	—		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・ひとり親家庭へ児童扶養手当を支給することにより、児童を養育するひとり親家庭等の生活の安定が図られた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・対象者の生活の安定と自立の促進が図られることにより、児童福祉の向上に寄与している。
				560,805	374,895	7,659			数値目標なし	1,065	—		
				591,708	394,472	7,781			数値目標なし				
				児童扶養手当法第4条				【成果指標】	—	—	—		
		S37-			—	—	—						
こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等	【活動指標】	数値目標なし	321	—			
こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等		数値目標なし	300	—			
こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等		数値目標なし					
こども家庭課			○	○	—	ひとり親家庭等		—	—	—			
○	5	母子父子寡婦福祉資金貸付費	142,164	0	5,357	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施 ひとり親家庭等を対象とした子どもの就学のための費用などを貸し付ける。母子父子寡婦福祉資金の貸付事業を実施。 ●実施状況 適正な審査を行い、貸付を必要としている者に対し、子どもの就学のための費用等として、300件の貸付を行った。 	【活動指標】 貸付決定件数(件)	数値目標なし	321	—	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の成果 ・貸付を必要としている者に対し、適正に審査して貸付を行い、ひとり親世帯の児童の進学等に繋がった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・昨年度より貸付件数が増加したことから、母子父子家庭、寡婦の経済的自立、生活安定と児童の福祉の更なる増進に寄与した。 		
			139,696	0	5,361			数値目標なし	300	—			
			151,337	0	5,446			数値目標なし					
			母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6、第32条				【成果指標】	—	—	—			
S28-			—	—	—								
こども家庭課			○	—	—	ひとり親家庭等	—	—	—				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	ひとり親家庭等へのきめ細かな支援のための相談体制や情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・ひとり親家庭等からの相談については、前年度と同様に、母子・父子自立支援員が必要な支援に繋げるなど、解決への対応ができていない。しかし、支援制度や相談窓口を知らないひとり親が、依然として存在することも考えられることから、引き続き相談窓口及び支援施策の周知を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・支援を必要とするひとり親を確実に支援につなげられるよう、母子・父子自立支援員に対する研修により、引き続き資質向上を図るとともに、相談窓口や支援制度を掲載したガイドブック等の周知に努める。
ii	家庭生活支援員による保育サービス等子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・会員数の減少などにより、事業の受け皿である母子会の組織が縮小し、平成21年度までに育成した家庭生活支援員が減少するなど、事業実施が難しくなっていることから、事業の実施主体である市町が他の制度を利用した事業実施を行っている状況もあり、ひとり親にとってより有利な本事業の実施市町が少なくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・母子会の組織強化のための会員確保の取組への支援や、家庭生活支援員の育成を図るとともに、市町に対し、事業効果や他の制度と併せて実施する方法など事業実施に向けた協議・働きかけを行うことにより、安定的な事業の継続につなげていく。
iii	ひとり親家庭等自立支援センター、福祉事務所、ハローワーク等の連携による就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●実績の検証及び解決すべき課題 ・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてひとり親が多いパート等の求人が回復していないことなどにより、目標には到達していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に向けた方向性 ・「ひとり親家庭等自立促進センター」について、引き続き、県ホームページ等の広報媒体や母子・父子自立支援員、ハローワーク等と連携した周知を行い、ひとり親家庭等の更なる利用促進を図るとともに、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金制度等の事業を推進することにより、正規雇用も含め、ひとり親をより有利な条件での就労につなげていく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和6年度の新たな取組は「R6新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間 所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目 i	○	1	母子等福祉指導費	—	—	県福祉事務所での母子・父子自立支援員による、ひとり親家庭の相談支援については、個々の家庭の状況に応じて自立に必要な情報提供、相談指導、求職活動に関する支援を行っており、引き続き自立に向けて本事業を継続していく。	現状維持
			H15-				
			こども家庭課				
取組項目 ii	○	2	ひとり親家庭等対策費	長崎県母子寡婦福祉連合会と母子会の組織強化について、意見交換を行うとともに、事業未実施の市町に対し、事業効果や他の制度と併せて事業実施する方法など新たな事業実施に向けた協議を行い働きかけを行う。	⑨	日常生活支援については、事業の受け皿である県内の母子会と協議を実施し、母子会の組織強化を図る。また、日常生活支援、生活向上事業の実施市町が少ないことから、引き続き、事業実施市町の具体的な実施状況や事業効果等について未実施市町へ情報提供するとともに、他の制度とも調整しながら実施市町と事業利用者数の増加を図る。	改善
			H15-				
			こども家庭課				
取組項目 iii	○	3	ひとり親家庭等自立支援事業	—	—	ひとり親家庭の安定的な就労による自立を促進するため、就職に有利な資格取得のための自立支援給付金事業等の活用や、ひとり親家庭等自立促進センター事業、プログラム策定事業等を実施していく。 プログラム策定事業については、市町との連携をさらに強化し、更なる対象者把握に努めていく。 ひとり親家庭等自立促進センターについては、引き続き、県広報媒体を利用した情報発信の強化や各市町や県の母子・父子自立支援員等と連携した周知を更に行い、多くのひとり親家庭等の利用促進を図る。また、関係機関と密に連携し就職状況の把握に努めるとともに、ひとり親家庭等自立促進センターの職業紹介事業許可の取得により、ひとり親家庭の就労支援に取り組む。	改善
			H15-				
			こども家庭課				
		5	母子父子寡婦福祉資金貸付費	—	—	各福祉事務所の母子・父子自立支援員との情報連携等の協力を図ることで、母子父子家庭、寡婦の経済的自立、生活安定と児童の福祉の向上を目的として、引き続き、貸付を必要としている者に対し、適正に審査して貸付を行っていく。	現状維持
			S28-				
			こども家庭課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点